

第六十五号議案

江戸川区立みんなの家の指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十五年九月二十四日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区立みんなの家の指定管理者の指定について
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定により、江戸川区立みんなの家の指定管理者を次のように指定する。

江戸川区立みんなの家	名称		指定の期間
	所在地	指定管理者	
新宿区西新宿八丁目三番三九号 STSビル内	名称	平成二十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	
	社会福祉法人東京都知的障害者育成会 理事長 上原 明子		

（説明）

江戸川区立みんなの家の指定管理者を指定する必要があるため、本案を提出いたします。